

令和6年度（令和7年度への繰越明許費設定分）山形県被災中小企業支援事業補助対象経費【早見表】

| 基本型 | |
|---|---|
| 主な対象経費例【○】 | 主な対象外経費例【×】 |
| <p>○機械装置費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災した機械装置、工具又は器具の修繕又は取換えに要する経費 <ul style="list-style-type: none"> ※ 機械装置等の修繕や取換えと一体で行う据付けや運搬、旧設備や土砂等の撤去及び処分に係る経費も補助対象となります（撤去や処分に係る経費のみの申請はできません）。 ※ 修繕ができない場合に限り、取換えによる復旧を補助対象とすることができます（様式6を提出すること）。 ※ 取換えの場合は、被災した設備と概ね同等以下の設備でなければ補助対象となりません。 ※ 汎用性があり目的外使用となり得るもの（パソコン、タブレット PC、スマートフォン、テレビ、事務用品、什器類等）は補助対象となりません。 ※ 今回の災害に由来しない在庫品や廃棄物の処分費は補助対象となりません。 <p>○建物修繕費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災した事業用建物の修繕に要する経費 <ul style="list-style-type: none"> ※ 事業用建物の修繕と一体で行う運搬や旧設備、土砂等の撤去及び処分に係る経費も補助対象となります（撤去や処分に係る経費のみの申請はできません）。 ※ 拡張や用途の変更を伴う場合は補助対象となりません。 ※ 建物の再建築や購入、賃借は対象となりません。 ※ 事業用以外の建物は対象となりません。 | <p>○補助事業の実施期間内に事業が完了できないもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助事業実施期間内に発注、契約、納品、検収、支払が完了できないもの <p>○本事業の目的と合致しないもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年7月25日からの大雨災害による被災を証明できないもの ・事業遂行に直接関係のないもの ・申請者の所有資産であることを確認できない施設や設備等に関する経費 ・災害救助法の適用時点以前に発注したもの ・発災前から破損していた設備等の取換えや修繕 ・被災した設備等の性能や規格等を大幅に上回る設備等への取換えや別の用途の設備等への取換え、被災前よりも増設となる事業計画 <p>○汎用性があり、目的外使用になりうるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名刺や文房具、その他事務用品、紙皿等の消耗品、什器類 ・パソコン、タブレット端末、スマートフォン、コピー機、複合機、テレビ ・OS、Word や Excel 等のオフィスソフト <p>○その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見積書、契約書、請求書、納品書など必要な経理書類を用意できないもの ・使途、単価、数量、規模、調達先等の確認が不可能なもの ・現金又は自社振出・他社振出にかかわらず小切手・手形で支払われたもの（申請前に現金等で支出済みの経費については、領収書等の挙証 |

※ 事業用以外の用途と共用の建物は、事業用部分の復旧に要する費用のみ申請することができます。

○車両費

・被災した事業用車両の修繕又は取換えに要する経費

※ 被災車両及び修繕・取換え後の車両のいずれも、申請者が所有し事業用として使用する車両である場合にのみ、補助対象となります。

※ 修繕ができない場合に限り、取換えによる復旧を補助対象とすることができます（様式6を提出すること）。

※ 詳しくは、「令和6年度（令和7年度への繰越明許費設定分）山形県被災中小企業支援事業費補助金における車両の復旧に関する取扱いについて」を参照してください。

- 書類により相手方への支払いを確認できる場合は補助対象とする)
- ・販売や有償レンタルを目的とした製品や商品等の生産、調達に係る費用
 - ・製品、半製品、原材料等棚卸資産の損失等
 - ・休業等に伴う逸失利益
 - ・タクシー代、レンタカー代、ガソリン代、駐車場代
 - ・建物の建築や購入に係る経費
 - ・土地の造成や取得、駐車場の修繕に係る経費
 - ・ソフトウェア等の無形資産
 - ・保険料、保守料
 - ・借入金などの支払利息及び遅延損害金
 - ・事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費
 - ・送料、電話代、インターネット利用料金等
 - ・切手や商品券等の金券の購入、仮想通貨・クーポン・ポイント・金券・商品券での支払、相殺による決済
 - ・クレジット会社等から賦与されたポイントがある場合、当該ポイントによる還元額見合い分
 - ・収入印紙
 - ・振込手数料、両替手数料、インターネットバンキング利用料、決済手数料、クラウドファンディング手数料
 - ・飲食、娯楽、接待等の費用
 - ・寮や保養所等、事業に直接関係しない福祉厚生施設及び福利厚生に係る設備
 - ・消費税、自動車取得税等の税金
 - ・各種キャンセルに係る取引手数料
 - ・事業計画書、申請書、報告書等の書類作成や提出に係る費用
 - ・申請者自ら復旧作業を行った場合の人件費
 - ・役員報酬
 - ・公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費
 - ・その他知事が不相当と認めるもの

拡 張 型

主な対象経費例【○】

○機械装置費

- ・被災した機械装置、工具又は器具の修繕又は取換えに要する経費
 - ※ 市町村の固定資産課税台帳に記載されている機械装置等の修繕又は取換えに限ります。
 - ※ 機械装置等の修繕や取換えと一体で行う据付けや運搬、旧設備や土砂等の撤去及び処分に係る経費も補助対象となります（撤去や処分に係る経費のみの申請はできません）。
 - ※ 修繕ができない場合に限り、取換えによる復旧を補助対象とすることができます（様式6を提出すること）。
 - ※ 修繕、取換えのいずれの場合においても、復旧は、原状回復に要する費用を上限として、原状回復のみならず、被災した設備等の性能、機能を超える復旧を行うことができます（以下、「原状回復を超える復旧」という）。
 - ※ 原状回復を超える復旧を行う場合の補助対象経費は原状回復に必要な経費が上限となるため、実際の修繕又は取換えとは別に原状回復のための修繕又は取換えの見積書の提出が必要となります。原状回復のための修繕又は取換えの見積書を提出できない場合は原則として原状回復を超える復旧を行うことはできません。
 - ※ 汎用性があり目的外使用となり得るもの（パソコン、タブレット PC、スマートフォン、テレビ、事務用品、什器類等）は補助対象となりません。
 - ※ 今回の災害に由来しない在庫品や廃棄物の処分費は補助対象となりません。

○建物修繕費

- ・被災した事業用建物の修繕に要する経費
 - ※ 市町村の固定資産課税台帳に記載されている建物の修繕又は取換えに限ります。

主な対象外経費例【×】

- 市町村の固定資産課税台帳に記載されていない機械装置、建物、車両（自動車税又は軽自動車税を課税される車両を除く）、構築物の復旧に係る経費
- 補助事業の実施期間内に事業が完了できないもの
 - ・補助事業実施期間内に発注、契約、納品、検収、支払が完了できないもの
- 本事業の目的と合致しないもの
 - ・令和6年7月25日からの大雨災害による被災を証明できないもの
 - ・事業遂行に直接関係のないもの
 - ・申請者の所有資産であることが確認できる、事業用車両又は事業用施設、設備、構築物以外の設備等を対象とした経費
 - ・災害救助法の適用時点以前に発注したもの
 - ・発災前から破損していた設備等の取換えや修繕
 - ・被災した設備等を取換えや建替え、再取得により復旧する場合にあっては、当該被災設備等を修繕により復旧した場合の見積書を提出していないもの
 - ・被災した設備等と用途が異なる設備等への復旧
- 汎用性があり、目的外使用になりうるもの
 - ・名刺や文房具、その他事務用品、紙皿等の消耗品、什器類
 - ・パソコン、タブレット端末、スマートフォン、コピー機、複合機、テレビ
 - ・OS、Word や Excel 等のオフィスソフト
- その他
 - ・見積書、契約書、請求書、納品書など必要な経理書類を用意できないもの
 - ・使途、単価、数量、規模、調達先等の確認が不可能なもの

す。

- ※ 事業用建物の修繕と一体で行う運搬や旧設備、土砂等の撤去及び処分に係る経費も補助対象となります（撤去や処分に係る経費のみの申請はできません）。
- ※ 復旧は、原状回復に要する費用を上限として、原状回復のみならず、被災した施設の性能、機能又は規模を超える修繕を行うことができます（以下、「原状回復を超える復旧」という）。
- ※ 原状回復を超える復旧を行う場合の補助対象経費は原状回復に必要な経費が上限となるため、実際の修繕とは別に原状回復のための修繕の見積書の提出が必要となります。原状回復のための修繕の見積書を提出できない場合は原則として原状回復を超える復旧を行うことはできません。
- ※ 事業用以外の建物は対象となりません。
- ※ 事業用以外の用途と共用の建物は、事業用部分の復旧に要する費用のみ申請することができます。

○車両費

- ・被災した事業用車両の修繕又は取換えに要する経費
 - ※ 被災車両及び修繕・取換え後の車両のいずれも、申請者が所有し事業用として使用する車両である場合にのみ、補助対象となります。
 - ※ 修繕ができない場合に限り、取換えによる復旧を補助対象とすることができます（様式6を提出すること）。
 - ※ 修繕、取換えのいずれの場合においても、復旧は、原状回復に要する費用を上限として、原状回復のみならず、被災した車両の性能、機能を超える復旧を行うことができます（以下、「原状回復を超える復旧」という）。
 - ※ 原状回復を超える復旧を行う場合の補助対象経費は原状回復に必要な経費が上限となるため、実際の修繕又は取換えとは別に原状回復のための修繕又は取換えの見積書の提出が必要となります。原状回復のための修繕又は取換えの見積書を提出できない場合は原則として原状回復を超える復旧を行うことはできません。
 - ※ 詳しくは、「令和6年度（令和7年度への繰越明許費設定分）山形県被災中小企

- ・現金又は自社振出・他社振出にかかわらず小切手・手形で支払われたもの（申請前に現金等で支出済みの経費については、領収書等の挙証書類により相手方への支払いを確認できる場合は補助対象とする）
- ・建替えた建物又は取得した代替建物について、事業者名義での登記がなされていないもの
- ・販売や有償レンタルを目的とした製品や商品等の生産、調達に係る費用
- ・製品、半製品、原材料等棚卸資産の損失等
- ・休業等に伴う逸失利益
- ・タクシー代、レンタカー代、ガソリン代、駐車場代
- ・土地の造成や取得に係る経費
- ・建物移転の際の備品等の運搬に係る経費
- ・ソフトウェア等の無形資産
- ・保険料、保守料
- ・借入金などの支払利息及び遅延損害金
- ・事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費
- ・送料、電話代、インターネット利用料金等
- ・切手や商品券等の金券の購入、仮想通貨・クーポン・ポイント・金券・商品券での支払、相殺による決済
- ・クレジット会社等から賦与されたポイントがある場合、当該ポイントによる還元額見合い分
- ・収入印紙
- ・振込手数料、両替手数料、インターネットバンキング利用料、決済手数料、クラウドファンディング手数料
- ・飲食、娯楽、接待等の費用
- ・寮や保養所等、事業に直接関係しない福祉厚生施設及び福利厚生に係る設備
- ・消費税、自動車取得税等の税金
- ・各種キャンセルに係る取引手数料
- ・事業計画書、申請書、報告書等の書類作成や提出に係る費用
- ・申請者自ら復旧作業を行った場合の人件費
- ・役員報酬
- ・公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費
- ・その他知事が不相当と認めるもの

業支援事業費補助金における車両の復旧に関する取扱いについて」を参照してください。

○建物建替費

・被災した事業用建物の建替え又は代替建物の取得に要する経費

※ 市町村の固定資産課税台帳に記載されている建物の建替え又は代替建物の取得（購入に限る。賃貸やリースは不可）に限ります。

※ 修繕ができない場合に限り、建替えによる復旧を補助対象とすることができます（様式6を提出すること）。

※ 復旧は、原状回復に要する費用を上限として、原状回復のみならず、被災した施設の性能、機能又は規模を超える建替えを行うことができます（以下、「原状回復を超える復旧」という）。

※ 原状回復を超える復旧を行う場合の補助対象経費は原状回復に必要な経費が上限となるため、実際の工事等とは別に原状回復工事等の見積書の提出が必要となります。原状回復工事等の見積書を提出できない場合は原則として原状回復を超える復旧を行うことはできません。

※ 事業用以外の用途との共用の建物は、事業用部分の復旧に要する経費のみが対象となります。

※ 建替えのための設計に要する経費も含まれます。

※ 現地での建替えの場合は被災建物の撤去費も補助対象となりますが、移転の場合や代替建物の取得の場合は被災建物の撤去費は対象となりません。

○構築物復旧費

・被災した事業用構築物の修繕又は取換えに要する経費

※ 市町村の固定資産課税台帳に記載されている構築物の修繕又は取換えに限ります。

※ 構築物の修繕や取換えと一体で行う据付けや運搬、旧設備や土砂等の撤去及び処分に係る経費も補助対象となります（撤去や処分に係る経費のみの申請はできません）。

※ 修繕ができない場合に限り、取換えによる復旧を補助対象とすることができます（様式6を提出すること）。

※ 修繕、取換えのいずれの場合においても、復旧は、原状回復に要する費用を上限として、原状回復のみならず、被災した設備等の性能、機能を超える復旧を行うことができます（以下、「原状回復を超える復旧」という）。

※ 原状回復を超える復旧を行う場合の補助対象経費は原状回復に必要な経費が上限となるため、実際の修繕又は取換えとは別に原状回復のための修繕又は取換えの見積書の提出が必要となります。原状回復のための修繕又は取換えの見積書を提出できない場合は原則として原状回復を超える復旧を行うことはできません。